

令和元年6月12日（木曜日）

○出席議員（13名）

	議 長	中 川	達 君		7 番	生 田	勇 人 君
1 番	土 屋	克 之 君		8 番	恩 道	正 博 君	
2 番	西 尾	雄 次 君		9 番	北 川	悦 子 君	
3 番	米 田	一 香 君		10 番	夷 藤	満 君	
4 番	磯 貝	幸 博 君		11 番	清 水	文 雄 君	
5 番	小 谷	一 也 君		12 番	南	守 雄 君	
6 番	七 田	満 男 君					

○説明のため出席した者

町	長	川 口 克 則 君	町 民 福 祉 部 長	高 平 紀 子 君
副 町	長	中 山 隆 志 君	子 育 て 支 援 課 長	
教 育	長	久 下 恭 功 君	町 民 福 祉 部 長	北 正 樹 君
総 務 部	長	長 谷 川 徹 君	保 險 年 金 課 長	
町 民 福 祉 部	長	上 島 恵 美 君	町 民 福 祉 部 保 險 年 金 課 担 当 課 長 兼 福 祉 課 担 当 課 長 (保 健 セ ン タ ー 担 当)	山 田 卓 矢 君
町 民 福 祉 部 担 当 部 長 (保 險 年 金 ・ 福 祉 担 当)		出 嶋 剛 君	町 民 福 祉 部 福 祉 課 長	上 出 勝 浩 君
都 市 整 備 部 長		田 中 義 勝 君	都 市 整 備 部 長	松 井 賢 志 君
都 市 整 備 部 担 当 部 長 (地 域 振 興 ・ 上 下 水 道 担 当)		銭 丸 弘 樹 君	都 企 画 課 長	橋 本 良 君
教 育 委 員 会 教 育 部 長		上 出 功 君	都 市 整 備 部 長	長 谷 川 万 里 子 君
消 防 本 部 消 防 長 兼 消 防 司 令 長		高 道 三 春 君	地 域 振 興 課 長	
総 務 部 総 務 課 長		中 川 裕 一 君	都 市 整 備 部 地 域 振 興 課 担 当 課 長 兼 観 光 振 興 室 長	上 前 浩 和 君
総 務 部 総 務 課 人 事 秘 書 担 当 課 長		吉 田 真 理 子 君	都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 長	宮 崎 重 幸 君
総 務 部 財 政 課 長		宮 本 義 治 君	都 市 建 設 課 北 部 開 発 担 当 課 長 兼 北 部 開 発 推 進 室 長	高 橋 均 君
総 務 部 税 務 課 長 兼 総 合 収 納 室 長		北 野 享 君	都 市 整 備 部 上 下 水 道 課 長	神 農 孝 夫 君
町 民 福 祉 部 長		福 島 誠 一 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	堀 川 竜 一 君
住 民 課 長			教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長 兼 学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	助 田 有 二 君
			教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長 兼 男 女 共 同 参 画 室 長	中 居 洋 人 君
			教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 担 当 課 長 兼 図 書 館 長	重 原 康 人 君
			消 防 本 部 消 防 次 長 兼 消 防 署 長	

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 棚田 進 君 事務局 書記 小坂 しおり 君
事務局 参事 兼 次長 東 康 弘 君

○議事日程（第4号）

令和元年6月12日 午後1時開議

日程第1

追加議案の上程

議案第45号 請負契約の締結について

〔内灘町文化会館改修工事（第2期）〕

議案第46号 請負契約の締結について

〔大根布ポンプ場改築工事（ポンプ設備）〕

議案第47号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

提案理由の説明

日程第2

議案一括上程

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて

〔令和元年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〕から

議案第46号 請負契約の締結について

〔大根布ポンプ場改築工事（ポンプ設備）まで〕

日程第3

議案第47号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてから

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまで

日程第4

議会議案第3号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の提出について

日程第5

内灘町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の提出について



午後1時00分開議

○開 議

○議長【中川達君】 ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○諸般の報告

○議長【中川達君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、4日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。



○追加議案の上程

会計補正予算（第1号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第42号内灘町介護保険条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第45号請負契約の締結について〔内灘町文化会館改修工事（第2期）〕は、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

令和元年6月12日

文教福祉常任委員会委員長 清水文雄

○議長【中川達君】 どうもご苦労さまでした。

これをもって各常任委員長の報告を終わります。



○質疑の省略

○議長【中川達君】 なお、昨日までに委員長報告に対する質疑の通告がありませんでしたので、質疑なしとして質疑を省略いたします。



○討 論

○議長【中川達君】 次に、討論に入ります。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【中川達君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第38号専決処分の承認を求めることについて〔令和元年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。
よって、議案第38号は原案のとおり承認されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第39号令和元年度内灘町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立多数であります。
よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第40号令和元年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第41号令和元年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第1号）の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。
よって、議案第40号、議案第41号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第42号内灘町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第43号内灘町火災予防条例の一部を改正する条例についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第42号、議案第43号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第44号財産の取得について〔高規格救急自動車 1台〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第45号請負契約の締結について〔内灘町文化会館改修工事（第2期）〕、議案第46号請負契約の締結について〔大根布ポンプ場改築工事（ポンプ設備）〕の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第45号、議案第46号の2議案は原案のとおり可決されました。



○議案一括上程

○議長【中川達君】 日程第3、議案第47号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2議案を議題といたします。



○委員会付託・討論の省略

○議長【中川達君】 お諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、人事に関する案件につき、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 ご異議なしと認めます。よって、議案第47号、諮問第1号の2議案は、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。



○表 決

○議長【中川達君】 これより議案の採決に入ります。

お諮りいたします。議案第47号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第47号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

○議長【中川達君】 次に、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これを適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これを適任とすることに決定いたしました。



○議案の上程

○議長【中川達君】 日程第4、議会議案第3号辺野古新基地建設の即時中止と、普天間

基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の提出についてを議題といたします。

これより提出者から、提案理由の説明を求めます。11番、清水文雄議員。

○11番【清水文雄君】 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書について提案をいたします。

ご存じのとおり、沖縄県辺野古市の米軍基地建設をめぐる政府と沖縄県が対立をしている事態は、一地方の出来事として看過することはできない、地方自治の根本にかかわる問題であります。

とりわけ、国内で最初の米軍基地反対闘争を闘った歴史を持つこの内灘町に住む者として人ごとではありません。それだけに沖縄県民の基地はもう要らないという声を共有し、議員の皆さんに採択をお願いするものでございます。

沖縄県民の辺野古新基地建設ノーという意思は、衆参の国政選挙、補欠選挙を初め、知事選挙や県民投票で明確に示されています。18年9月には翁長雄志知事の遺志を受け継いだ玉城デニー知事が過去最多の得票数で当選し、辺野古埋め立ての賛否を問う19年2月の沖縄県民投票では反対投票が投票総数の7割を超えたのであります。

しかし、日本政府はこうした沖縄の県民に向き合おうとせず、17年4月からは抗議する市民を暴力的に排除しながら護岸工事に着手しました。

沖縄県が18年8月に辺野古沿岸部の埋め立て承認を撤回すると不服審査請求などの対抗措置をもって工事を再開。同12月には土砂投入まで強行したのであります。

加えて、軟弱地盤の存在で工期も工事費も見通せないばかりか、サンゴ移植など環境保

全対策は全く不十分であります。辺野古基地の既成事実化を図ろうとし、なりふり構わず工事を強行しようとする安倍政権の恫喝的な対応は県民の民意と沖縄の自治を何重にも踏みこむ暴挙であり、断じて許されるものではありません。普天間飛行場は一刻も早く閉鎖、撤去を行い、県内への移設を断念すべきであります。

地方自治体は国家とは別の人格を持ち、中央政府とは対等の立場にあるにもかかわらず、日本政府には地方自治を尊重し対話しようとする姿勢が見られません。全国知事会は18年7月、米軍基地負担に関する提言を取りまとめ、日米地位協定の抜本的見直しや基地の整理、縮小、返還などを求めているのであります。

こうしたことから、辺野古新基地建設を直ちに中止し、普天間基地を運用停止とすること、全国の市民が責任を持って当事者意識を持った国民的議論を行うこと、民主主義及び憲法の規定に基づき一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正で民主的な手続により解決するこの意見書をこの内灘町議会で採択をし、提出をしていただきたい、そんなふうに考えております。

各議員の皆様の意見書に対する賛成、そして採択がされますよう心からお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長【中川達君】 提案理由の説明が終わりました。



○質 疑

○議長【中川達君】 次に、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



○討 論

